

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 9 月までの期間及び昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 9 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 5 月から平成元年 3 月まで
④ 平成元年 5 月及び同年 6 月

私は、昭和 41 年 5 月に夫と同時に国民年金に加入して以降、常に夫婦二人分の国民年金保険料を同時に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。また、夫と納付記録に違いがあるのも納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦に係る A 市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人夫婦の国民年金保険料がともに納付済みとなっている期間のうち、納付日に相違が見受けられるのは 3 回のみであることが確認でき、申立人は、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことがうかがえる。

このことを踏まえると、申立期間のうち、申立人の夫が国民年金保険料の納付済み期間となっている昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間（昭和 57 年 11 月に過年度納付）及び 57 年 4 月から同年 9 月までの期間（現年度納付）並びに申立期間③のうち昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの期間（現年度納付）については、申立人の国民年金保険料も同時に納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②及び申立期間③のうち昭和 63 年 4 月から同年 6 月を除く期間並びに申立期間④については、申立人と一緒に国民年金保険料を納付し

たとする申立人の夫も未納となっており、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 9 月まで及び昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から同年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料は、集金に来ていた自治会の役員に夫婦二人分を納めていた。自治会で納付していたのに未納となっていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 46 年 2 月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫についても、36 年 4 月から 49 年 5 月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 2 月に夫婦連番で払い出されているとともに、A 市保管の国民年金被保険者名簿から夫婦の納付日が確認できる昭和 42 年 4 月から 46 年 2 月までの国民年金保険料については、夫婦同一日に納付されていることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたことが推認でき、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人夫婦の申立期間前後に係る国民年金保険料が現年度納付されていることを踏まえると、申立人夫婦が、あえて申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から同年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料は、集金に来ていた自治会の役員に夫婦二人分を納めていた。自治会で納付していたのに未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 49 年 5 月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の妻についても、36 年 4 月から 46 年 2 月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 2 月に夫婦連番で払い出されているとともに、A 市保管の国民年金被保険者名簿から夫婦の納付日が確認できる昭和 42 年 4 月から 46 年 2 月までの国民年金保険料については、夫婦同一日に納付されていることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたことが推認でき、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人夫婦の申立期間前後に係る国民年金保険料が現年度納付されていることを踏まえると、申立人夫婦が、あえて申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分厚生年金 事案 243

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和47年6月2日、資格喪失日は48年2月9日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和47年6月から同年9月までは5万2,000円、同年10月及び同年11月までは7万6,000円並びに同年12月から48年1月までは8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月2日から48年2月9日まで
厚生年金保険の加入期間について照会した結果、申立期間の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員記録及び申立期間と一致する雇用保険の加入記録並びにB社が保管する入退社ノートの記録から、申立人が、申立期間において同社の関連会社であるA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社が保管する入退者ノートの所属欄に「C」と記載されている元従業員に照会した結果、「申立人を記憶しており、私は申立人と同時期にA社を退職した。」と証言しているところ、社会保険庁のオンライン記録から、「C」と記載されている元従業員には、A社における厚生年金保険の加入記録が認められる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票には申立人と姓の一部が異なるものの生年月日が一致する申立人と類似した未統合となっている被保険者記録（昭和47年6月2日資格取得、48年2月9日資格喪失）が確認できるところ、当該未統合記録の厚生年金保険記号番号払出簿には、申立人と同姓同名で生年月日が一致する記号番号が払い出されていることが認められる上、厚生年金基金の加入員記録も申立期間と一致して

いることが確認できることから、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録に相違ないと判断できる。

なお、標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録及び厚生年金基金の記録から、昭和 47 年 6 月から同年 9 月までは 5 万 2,000 円、同年 10 月及び同年 11 月までは 7 万 6,000 円並びに同年 12 月から 48 年 1 月までは 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 62 年 3 月までの期間、同年 5 月から 63 年 3 月までの期間、同年 7 月から平成元年 3 月までの期間、及び同年 5 月並びに同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月まで
④ 平成元年 5 月及び同年 6 月

私は、昭和 41 年 5 月に妻と同時に国民年金に加入して以降、常に夫婦二人分の国民年金保険料を同時に妻が納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。また、妻と納付記録に違いがあるのも納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分を同時に納付していたと主張しているところ、申立人の妻が、申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は当該期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻も当時の記憶が曖昧であることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人夫婦に係る A 市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人夫婦の国民年金保険料がともに納付済みとなっている期間のうち、納付日に相違が見受けられるのは 3 回のみであることが確認でき、申立人は、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことはうかがうことができる。しかしながら、申立期間に係る申立人の妻の納付記録によると、当該期間は未納もしくは申請免除期間となっており、申

立人の主張及び納付状況を踏まえると、申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されていたことはうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 551

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、申立期間以前に地区の婦人会の世話人から国民年金制度が開始されるとの説明を受け、国民年金に加入し、申立期間当初から国民年金保険料を納付した。保険料の集金は持ち回りで私も集金した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 40 年 10 月ごろに元夫と連番で払い出されていることが確認できるところ、この時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したり、まとめて納付したとの記憶は無く、当該期間の国民年金保険料が特例納付及び過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 40 年 10 月ごろに国民年金制度発足時である 35 年 10 月までさかのぼって資格取得がなされたものと認められ、実際に資格取得月から国民年金保険料が納付（保険料納付開始は 36 年 4 月）されていたことを示すものではないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から 63 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から 63 年 10 月まで
昭和 61 年 5 月ごろに、親から勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したように思う。申立期間が未納とされていることに納得できない。私は、平成 7 年 5 月に事故で障害を負い、過去の事がよく思い出せないため、詳細についてはわからない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人からは、国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的な証言が得られないため、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明であり、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、A 市に居住していた昭和 61 年 5 月ごろに、親からの勧めで国民年金に加入したと主張しているところ、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 7 年 9 月以降に B 県 C 町で払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の資格取得日は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 7 年 9 月以降に、申立人が 20 歳になった昭和 51 年 5 月にさかのぼって資格取得がなされたものと認められ、実際に資格取得日以降の申立期間に国民年金保険料が納付されていたことを示すものではないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 244

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から56年3月31日まで
夫はA病院に昭和47年2月から副院長として勤務し、56年ごろから院長に就任したのに、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者期間の記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB県医師国民健康保険組合並びにA病院が保管する労働者名簿の資格取得日等の記録はすべて昭和47年3月13日付けであることが確認できることから、申立人は、同日以降、同病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A病院に照会した結果、「関係書類は残っておらず、申立人に係る保険料を控除したか否かは不明である。しかしながら、申立人は、昭和47年3月から56年3月までは医師国民健康保険に加入していたため、当院での厚生年金保険被保険者資格の取得手続などは行っていなかったものと推測される。」と回答している上、B県医師国民健康保険組合の記録から、申立人は、昭和47年3月13日付けで医師国民健康保険被保険者資格を取得し、56年3月31日付けで社会保険加入を理由として当該被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人は、申立期間において厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。